八郎潟町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し、法及び施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

　（指定事業者の指定等）

第３条　町長は、法第１１５条の４５の５第１項の規定による指定事業者の指定の申請を受理した場合は、その内容を審査し、指定の可否を当該申請者に通知するものとする。

２　前項の規定により指定事業者の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

３　施行規則第１４０条の６３の７の規定により町が定める指定事業者の指定期間は、６年とする。

　（指定の拒否）

第４条　町長は、指定事業者の指定を行うことにより、八郎潟町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、指定事業者の指定を行わないことができる。

　（変更の届出、廃止等）

第５条　施行規則第１４０条の６２の３第２項第４号に規定する変更の届出は、その変更があった日から１０日以内に行わなければならない。

２　施行規則第１４０条の６２の３第２項第５号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から１０日以内に行わなければならない。

　（指定の更新）

第６条　町長は、法第１１５条の４５の６第４項において準用する法第１１５条の４５の５第１項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受理した場合は、その内容を審査し、指定の更新の可否を、当該指定事業者に通知するものとする。

２　前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

　（指定の取消し等）

第７条　町長は、指定事業者が法第１１５条の４５の９各号のいずれかに該当する場合は指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（事業者情報の提供）

第８条　町長は、第３条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに施行規則第１４０条の６２の３第２項第６号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理（以下この条において、「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を秋田県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

　（１）事業所の名称及び所在地

（２）当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

　（３）指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

　（４）事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止年月日）

　（５）運営規定

　（６）介護保険事業所番号

　（７）その他町長が必要と認める事項

　（委任）

第９条　この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　附則

（施行期日）

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

　この要綱は、令和５年２月１日から施行する。

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（準備行為）

町長は、この要綱の施行日前においても、この告示の相当規定により、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。